

議案第10号

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 塚 田 淳 一



日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正
が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

支給月数を0.10月引き下げ（現行3.35月⇒改正3.25月）

3 附則

・公布の日から施行する。

・令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(参考)

		6月期	12月期
令和3年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.675月（支給済み）	1.675月（支給済み）
令和4年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.625月	1.625月

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。